



Convention on Biological Diversity

Distr.
GENERAL

UNEP/CBD/COP/DEC/X/21
29 October 2010

ORIGINAL: ENGLISH
日本語仮訳

CONFERENCE OF THE PARTIES TO THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY

Tenth meeting

Nagoya, Japan, 18-29 October 2010

Agenda item 4.9 (b)

生物多様性条約第10回締約国会議により採択された決定

X/21. ビジネス参画 (*Business engagement*)

締約国会議は、

持続的なビジネスと民間部門にとっての、生物多様性と生態系サービスの価値の重要性を指摘し、

2002～2010年の戦略計画の目的4.4に基づく、企業戦略と意思決定に生物多様性問題を統合するためのビジネスと民間部門の参画に関して、進歩がみられたことも指摘し、

生物多様性保全と持続可能な利用のビジネス活動への統合における進歩と、この点に関するコミットメントとリーダーシップを実際に表明した会社への賞賛を認識し、

生物多様性問題を、実在する、または新興の民間部門イニシアティブと運用に統合する必要性を理解し、

将来の事業活動の資源としての、また新たなビジネス機会や市場のための条件としての、生物多様性と生態系サービスの保全と持続可能な利用における、中小企業を含む民間企業の関心と能力を強調し、

ビジネスと民間企業の能力を利用することの重要性を認識し、

条約の3目的達成における、ビジネス社会の参画を促進することに関する政府の役割の重要性を認識し、

生物多様性への取り組みにおける、倫理、科学、社会、経済、そして生態学的アプローチの重要性をも認識し、

ジャカルタにおける第3回生物多様性とビジネス2010チャレンジ会合を歓迎し、会議書類に提供されたレポートを指摘し、

2010年7月、ロンドンにおける地球規模ビジネスと生物多様性シンポジウムを歓迎し、NGO、科学的機関、その他のステークホルダーを含む市民社会の、ビジネス活動への影響、及び消費者行動と社会的期待の変更を促すことにおける潜在的役割を指摘し、

ビジネスと生物多様性に関する、または同様のその他の団体（民間部門それ自体のような）に関する条約の下での既存の活動やイニシアティブに基礎を置き、

UNEPのグリーンエコノミーイニシアティブや、とりわけTEEB報告書のような、生物多様性と生態系サービスの価値に関する進行中の作業から得られた発見と提言の、この問題のさらなる分析のための、より一般的な理解の構築のための、そして、民間部門やビジネス社会とのコミュニケーション強化の促進のための重要性を指摘し、

既存の開発と、関連する国際組織（たとえば、OECD、2012年の持続可能な発展に関する国連会議のテーマとして提案されている「グリーンエコノミー」、UNEPが支援する持続可能な消費と生産に関するマラケシュプロセス、及び国連事務局、UNCTADバイオトレードイニシアティブ、CSRやサプライチェーンのグリーン化を促進する既存のイニシアティブ）を含む、様々なフォーラムの下での作業プロセスの有効性を認識し、

生物多様性の目的を、将来の新しいグリーン開発イニシアティブに織り込んでいく機会と必要性を認識し、

締約国、ビジネスの代表、そしてその他のステークホルダーとの、国、地方、そして国際レベルでの対話の必要性をも指摘し、

1. 締約国に対して以下を招請する。

(a) 条約の3目的の達成に貢献する方法として、民間部門の参画を可能とし、生物多様性を企業戦略や企業の意思決定に主流化することを可能とするような公の政策環境を推進すること。

(b) 民間部門の参画、特に、そして適切な場合には、実施評価（独立したアセスメント）に関する透明性の高い報告、を進めるための条件と、協働の始期と終期のための条件を設定すること。

(c) 生物多様性を事業活動に落とし込むための選択肢の範囲を、既存の、様々なフォーラムや関連組織、NGO、たとえば、BBOP、IUCN、UNEP、UNCTADのバイオトレードイニシアティブ、WBCSD、OECD、日本経団連、COP9のB&Bイニシアティブ、を考慮に入れて確定すること。

(d) 国内や地域のビジネスと生物多様性に関するイニシアティブの設立を支援し、既存のまたはその他のビジネスと生物多様性イニシアティブに参加している関心あるステークホルダーを誘って、ビジネスと生物多様性に関するグローバルパートナーシップに向けて努力すること、そしてジャカルタ宣言に注目すること。

(e) 生物多様性のビジネスによる主流化を推進する国の活動（たとえば、規制による、そして、適切な場合には、経済的、社会的なインセンティブ手法、生物多様性国家戦略と行動計画及び国別報告書によるもの）を打ち立て、報告すること

(f) 生物多様性の考慮と活動に関連したビジネスコミュニティとの、進行中の対話を打ち立てること、

(g) 生物多様性国家戦略と行動計画の実施と将来の見直しにおいて、関係者としてビジネスを巻き込むことを奨励すること

(h) 適切である場合には、生物資源由来製品の国家購買のための持続可能な基準を採用すること。

2. ビジネスと民間部門に対して以下を推奨する。

(a) 条約、及び2011～2020年の条約戦略計画とその目標の実施に貢献し、適切な場合には、彼らの操業に関する具体的で測定可能な生物多様性目標を決定するために、それらを参照すること

(b) 生物多様性と生態系サービスへの影響を測定し、評価すること（関連するリスクと機会の分析、それが彼らの活動にどのように影響するかの分析を含む）、及び、生物多様性への負の影響を避け、または最小化する工程と生産方策を開発し適用すること。

(c) 適切な場合には、「原住民の社会及び地域社会による伝統的に占有または利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発またはそれらに影響を及ぼす可能性のある開発に関する文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施のためのアグウェイ・グー任意ガイドライン」¹を考慮に入れること。

(d) 中小企業を含んだビジネスと事業者の間で学ばれてきた教訓を共有し採用すること。

(e) 関連する産業内で実施できる好事例を探索すること、及び生物多様性への負の影響を避け、または最小化するために、どのような特別なスキルや専門知識と影響が集められ共有されうるかを検討すること

(f) 条約の3目的を推進する任意の認証スキームに参加すること

(g) 条約の3目的の達成を支援するコミットメントを採用すること。たとえばジャカルタ宣言やその他の国内、国際イニシアティブに示されたアプローチを通じて。

(h) 自発的な宣言による、これらのコミットメントの実施を透明性のある方法で追跡するための方法として、明確で測定可能な基準や指標を使うこと。

(i) 生物多様性条約の3目的への彼らの約束に注目させるステップとしてのCOP9で立ち上がったB&Bイニシアティブや、ジャカルタ宣言のような、条約の3目的とその新しい戦略計画の達成へのビジネスの参画を推進するさらなる努力に取り組むこと。

¹ Decision VII/16F, annex

(j) 条約の3目的の達成にどうしたら最も貢献できるかに関する、現在進行中の政府との対話を確立し維持すること。

(k) 生物多様性保全と生態系サービスの持続可能な利用に関連する活動に関するレポートを公表すること。

3. 条約事務局長に対し、上記1(c)にて言及されたような関連する組織やイニシアティブとの協働の中で、資源が利用可能であることを条件として、以下のことを要請する。

(a) 締約国と他の政府、及びビジネスと他のステークホルダーとの、特にグローバルレベルにフォーカスした対話の場を促進することによって、国別、地域別のビジネスと生物多様性イニシアティブの設立を奨励すること

(b) 生物多様性の関心を事業戦略や意思決定に統合することに必要なビジネスの参画をさらに促進させることができる既存のツール、たとえば、特に、生物多様性保全のための事業運営原則、保全効果の指標、生物多様性と生態系サービスの価値を測定するための方法論／技術／手段、関連する経済セクターにおけるこれらのツールの効果の分析、及びこの収集・分析を各国フォーカルポイントとすべての関連するステークホルダーが、条約のクリアリングハウスメカニズムやその他の手段を通じて利用可能とすること、に関する情報を収集すること。

(c) ビジネス活動への生物多様性の関心を統合すること（たとえば、条約とその他の国際的義務、認証、憲章、生物多様性と生態系サービスの価値評価、奨励手段、生物多様性オフセット等）に、ビジネスが参画するのをさらに促進させられるツールとメカニズムの開発と適用を奨励すること

(d) 上記3(c)に従って適用されるツールやメカニズムの効果のモニタリングもまた奨励すること。

(e) クリアリングハウスメカニズム、その他の手段を通じて、中小企業を含むビジネスの参画を促す手法、好事例を広めること

(f) ビジネスに、条約とその2011～2020年の戦略計画に賛同し、生物多様性と関連する事業活動について消費者や顧客、その他の関係者とコミュニケーションすることを奨励すること
